## 議案第22号

羽曳野市立テニスコート条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市立テニスコート条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 28 年 2 月 23 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提案理由

羽曳野市立茶山テニスコートの設置及びその管理に関する事項を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

## 羽曳野市立テニスコート条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市立テニスコート条例(平成2年羽曳野市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条の表に次のように加える。

羽曳野市立茶山テニスコート 羽曳野市誉田 6 丁目 612 番

第2条各号列記以外の部分中「テニスコート」を「羽曳野市立駒ヶ谷テニスコート(以下「駒ヶ谷テニスコート」という。)及び羽曳野市立市民体育館屋外テニスコート(以下「市民体育館屋外テニスコート」という。)」に改め、同条第1号中「テニスコート」を「駒ヶ谷テニスコート及び市民体育館屋外テニスコート」に改める。

第3条中「指定管理者」を「指定管理者等(駒ヶ谷テニスコート及び市民体育館屋外テニスコートにあたっては指定管理者を、羽曳野市立茶山テニスコート(以下「茶山テニスコート」という。)にあたって委員会をいう。)」に改める。

第4条及び第5条中「指定管理者」を「指定管理者等」に改める。

第6条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

委員会は、必要があると認めるときは、第4条第3号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くものとする。

第7条中「テニスコート」を「駒ヶ谷テニスコート及び市民体育館屋外テニスコート」 に改める。

第8条を第9条とし、第7条の次に次に1条を加える。

(使用料)

- 第8条 茶山テニスコートを使用しようとする者は、別表に掲げる額の料金(以下「使用料」という。)を納付しなければならない。
- 2 前条第5項及び第6項の規定は、前項の規定による使用料について準用する。この場合において「指定管理者は、市長が」とあるのは「市長は」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

別表中「第7条関係」を「第7条、第8条関係」に改める。

## 附 則

この条例は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条から第 5 条までの改正規定及び第 6 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項を第 2 項とし、同条に第 1 項を加える改正規定は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

新

(設置)

第 1 条 市民の体位向上及び健康の増進を図る とともに、体育及びスポーツの振興に寄与す るため、羽曳野市立テニスコート(以下「テニ スコート」という。)を次のように設置する。

名称	位置
羽曳野市立駒ケ	羽曳野市駒ケ谷 1408
谷テニスコート	番地の 1
羽曳野市立市民	羽曳野市西浦 1047 番
体育館屋外テニ	地
スコート	
羽曳野市立茶山	羽曳野市誉田 6 丁目 61
<u>テニスコート</u>	2番

(指定管理者による管理)

- 第2条 羽曳野市教育委員会(以下「委員会」と いう。)は、羽曳野市立駒ヶ谷テニスコート (以下「駒ヶ谷テニスコート」という。)及び 羽曳野市立市民体育館屋外テニスコート(以下 「市民体育館屋外テニスコート」という。)の 管理に関する業務のうち、次に掲げるものを 指定管理者(羽曳野市公の施設の指定管理者の 指定の手続等に関する条例(平成 17 年羽曳野 市条例第30号)第2条第2号に規定する指定 管理者をいう。以下同じ。)に行わせることが できる。
  - (1) 駒ヶ谷テニスコート及び市民体育館屋外 テニスコートの利用の承認、その取消しそ の他の利用に関する業務
  - (2)・(3) 省略

(利用の承認)

第3条 テニスコートを利用しようとするもの は、あらかじめ指定管理者等(駒ヶ谷テニスコ <u>ート及び市民体育館屋外テニスコートにあっ</u> ては指定管理者を、羽曳野市立茶山テニスコ <u>ート(以下「茶山テニスコート」という。)に</u> あって委員会をいう。以下同じ。)の承認を受 けなければならない。

(利用の承認の制限)

- は、指定管理者等は、テニスコートの利用を 承認してはならない。
  - (1)~(3) 省略

(設置)

第 1 条 市民の体位向上及び健康の増進を図る とともに、体育及びスポーツの振興に寄与す るため、羽曳野市立テニスコート(以下「テニ スコート」という。)を次のように設置する。

IΗ

名称	位置
羽曳野市立駒ケ	羽曳野市駒ケ谷 1408
谷テニスコート	番地の 1
羽曳野市立市民	羽曳野市西浦 1047 番
体育館屋外テニ	地
スコート	

(指定管理者による管理)

- 第2条 羽曳野市教育委員会(以下「委員会」と いう。)は、テニスコートの管理に関する業務 のうち、次に掲げるものを指定管理者(羽曳野 市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関 する条例(平成 17 年羽曳野市条例第 30 号)第 2 条第 2 号に規定する指定管理者をいう。以下 同じ。)に行わせることができる。
  - (1) テニスコートの利用の承認、その取消し その他の利用に関する業務
  - (2)・(3) 省略

(利用の承認)

第3条 テニスコートを利用しようとするもの は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなけ ればならない。

(利用の承認の制限)

- 第 4 条 次の各号のいずれかに該当するとき | 第 4 条 次の各号のいずれかに該当するとき は、指定管理者は、テニスコートの利用を承 認してはならない。
  - (1)~(3) 省略

(4) 前3号に掲げるもののほか、テニスコー トの管理上支障があると、指定管理者等が 認めるとき。

(利用の承認の取消し等)

- 第 5 条 次の各号のいずれかに該当するとき は、指定管理者等は、テニスコートの利用の 承認を取り消し、その利用を制限し、又は停 止することができる。
  - (1)~(4) 省略
  - (5) 前 4 号に掲げるもののほか、指定管理者 等が管理上やむを得ない事由があると認め るとき。
- 2 指定管理者等は、前項の規定による利用条件 の変更又は承認の取消しによって、利用者に 損害が生じても、その責めを負わない。 (意見の聴取)
- 第6条 委員会は、必要があると認めるとき 第6条 は、第4条第3号に該当する事由の有無につ いて、所轄の警察署長の意見を聴くものとす る。
- 2 省略
- 3 省略

(利用料金)

- <u>ート及び市民体育館屋外テニスコート</u>の利用 に係る料金(以下「利用料金」という。)を当 該指定管理者の収入として収受させることが できる。
- 2 前項の規定により利用料金を指定管理者に収 2 前項の規定により利用料金を指定管理者に収 受させる場合においては、駒ヶ谷テニスコー <u>ト及び市民体育館屋外テニスコート</u>を利用し ようとするものは、当該指定管理者に利用料 金を支払わなければならない。
- 3~6 省略

(使用料)

- 第8条 茶山テニスコートを使用しようとする 者は、別表に掲げる額の料金(以下「使用料」 という。)を納付しなければならない。
- 2 前条第5項及び第6項の規定は、前項の規定 による使用料について準用する。この場合に おいて「指定管理者は、市長が」とあるのは 「市長は」と、「利用料金」とあるのは「使 用料」と読み替えるものとする。

(委任)

(4) 前3号に掲げるもののほか、テニスコー トの管理上支障があると、指定管理者が認 めるとき。

(利用の承認の取消し等)

- 第 5 条 次の各号のいずれかに該当するとき は、指定管理者は、テニスコートの利用の承 認を取り消し、その利用を制限し、又は停止 することができる。
  - (1)~(4) 省略
  - (5) 前 4 号に掲げるもののほか、指定管理者 が管理上やむを得ない事由があると認める
- 2 指定管理者は、前項の規定による利用条件の 変更又は承認の取消しによって、利用者に損 害が生じても、その責めを負わない。 (意見の聴取)

- 1 省略
- 2 省略

(利用料金)

- 第 7 条 市長は、指定管理者に駒ヶ谷テニスコ 第 7 条 市長は、指定管理者にテニスコートの 利用に係る料金(以下「利用料金」という。) を当該指定管理者の収入として収受させるこ とができる。
  - 受させる場合においては、テニスコートを利 用しようとするものは、当該指定管理者に利 用料金を支払わなければならない。

3~6 省略

(委任)

	T
<u>第9条</u> 省略	<u>第8条</u> 省略
附 則 省略	附 則 省略
別表( <u>第7条、第8条関係</u> )	別表( <u>第7条関係</u> )
表省略	表省略